

第427回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 2 7 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和元年9月26日
2. 開催場所 川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
3. 開会時刻 午前 9時30分
4. 閉会時刻 午前 11時00分
5. 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
6. 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
7. 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	出	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	出		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14	今野英子	出	
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	欠	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	出	
9	内田光夫	出	早参				

8. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

9. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	宇津克巳	主査	久保田哲
副事務局長	石田秀樹	主事	山本和慶
副主幹	廣川慎司	主事補	飯島佑加
副主幹	横山大造		
主査	榎本亮太		

10. 産業観光部農政課職員

職	氏名	職	氏名
課長	小野寺雅樹		
主任	持田雅之		

11. 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和元年9月26日第427回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

12. 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 米原 民子

委員 福田 純一

委員 中野 一明

13. 議決事項及び議事の要領

報 告 第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書8月分については、記載のとおりである。」との説明を行った。

議 案 第 1 号

市民農園整備促進法第7条第3項の規定による市民農園整備運営計画の変更に係る決定について

議長は別添議案を上程し、事務局に概要の説明を求めた。

事務局は「議案第1号における市民農園整備運営計画の変更については、市民農園整備促進法第7条第3項により、農業委員会の決定を経て、認定することができるとされている。農業委員会は農地利用等の観点から、市民農園整備促進法第7条第3項各号に掲げる要件のすべてについて判断して、決定をおこなうことになる。」との説明を行った。

議長は市民農園整備促進法第7条第3項の規定による市民農園整備運営計画の変更に係る決定について、農政課に説明を求めた。

農政課は「本議案については、伊佐沼地区において農業ふれあいセンターの北側に開設されている鴨田ふれあい農園の拡張を行うもので、川越市農政課から申請を行っている。市民農園整備促進法に基づき市民農園を開設又は変更することについては、まず市民農園整備促進法第4条に基づき市民農園区域の指定を行い、次に市民農園整備促進法第7条に基づき市民農園開設の認定を行う必要がある。市民農園整備促進法第4条に基づく市民農園区域の指定については、本年6月の総会において決定しており、本日は第7条に基づく市民農園の開設の認定に係る決定について

審議をお願いしたい。説明については、議案の市民農園整備運営計画書（変更）、配布した「現況図」、「利用計画図」に沿って行う。市民農園整備運営計画書（変更）の「1 市民農園の用に供する土地」についてであるが、本申請は鴨田ふれあい農園の拡張及び市民農園、体験農園の位置を変更するものである。現況図が変更前を、利用計画図が変更後を示した図面となっており、市民農園が黄色、体験農園が緑色、体験水田がピンク色、農業ふれあいセンターが青色、駐車場が赤色で示されている。

まず、農園の位置についてであるが、現況図では緑色の体験農園が北側に、黄色の市民農園が南側に位置しているが、変更後は利用計画図のとおり黄色の市民農園が北側に、緑色の体験農園が南側に変更となる。次に、新たに拡張する部分についてであるが、利用計画図の黒枠部分で示してある場所が該当する。新たに拡張を行う土地について、伊佐沼864-1、865-1は、市民農園整備促進法第2条第2項第1号イに該当する農地である。特定農地貸付を行い、区画貸しの市民農園として利用するもので、利用計画図の黒枠の黄色部分である。伊佐沼882-1、883-1、884-1については、市民農園整備促進法第2条第2項第1号ロに該当する農地である。体験農園として利用するもので、利用計画図の黒枠の緑色部分である。伊佐沼885、886-1、886-2については市民農園整備促進法第2条第2項第1号ロに該当する農地である。体験水田として利用するもので、利用計画図の黒枠のピンク色の部分である。鴨田878-1、879-1については、駐車場として利用するもので、利用計画図の東側の黒枠の赤色の部分である。なお、利用計画図面の農業ふれあいセンターの南西側の白色の部分については、今後、蔵in ガルテン川越の事業としてキャンプスペースを整備していく予定となっている。

続いて「2 市民農園施設の規模その他の市民農園施設の整備」については、令和2年に769㎡の駐車場を整備する予定である。また、今年の10月から来年の3月にかけて市民農園、体験農園、体験水田を合わせて6,819㎡拡張する。続いて「3 市民農園の開設の時期」については、令和2年3月を予定している。「4 利

用者の募集及び選考の方法」については、募集方法を川越市の発行する「広報川越」や川越市ホームページ等により行い、選考方法については、定員を超えた申込みがある場合に抽選とする。「5 利用期間その他の条件」について、区画貸しの市民農園は、1区画当たりの面積が12㎡の区画を408区画、30㎡の区画を102区画、50㎡の区画を16区画と設定する。利用期間はそれぞれ1年間、利用料金は12㎡区画が3,600円、30㎡区画が9,000円、50㎡区画が15,000円、支払方法はそれぞれ現金である。次に体験農園、体験水田については、利用期間を作付けから収穫までとし、利用料金は栽培品目ごとに設定し、支払方法を現金とする。「6 市民農園の適切な利用を確保するための方法」については、管理を地主組合である鴨田体験農園組合が行い、川越市と一体となり運営していく計画となっている。また、市民農園利用運営にあたり、利用者を対象とした栽培講習会、巡回指導、放任地等の管理等を実施する計画である。「7 資金計画」については、収入が市民農園利用料、体験農園参加料、川越市補助金を合わせて696万1千円と計画している。また、支出が地代、維持管理費、修繕費、肥料・農薬費などを合わせて594万9千円と計画している。「8 農地転用に関する事項」については、「(1) 市民農園施設の敷地に供する転用に係る土地」として鴨田878-1及び鴨田879-1に新規の駐車場を整備する。鴨田878-1については、地目が田、面積250㎡、10アール当たり普通収穫高484kg、利用状況は保全管理。鴨田879-1については、地目が田、面積519㎡、10アール当たり普通収穫高484kg、利用状況は保全管理。「(2) 転用に伴い支払うべき給付の種類・内容及び相手方」は該当しない。「(3) 転用の時期」は令和2年10月頃を予定している。「(4) 転用することにより生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設等の概要」は該当しない。申請の内容については以上である。市民農園整備促進法第7条第3項では「市町村は第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認められるときは、農業委員会の決定を経て、その認定

をするものとする」と規定されていることから、各号に掲げられている要件を確認したい。1号は「整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること」である。なお、基本方針は埼玉県によって定められている。2号は「市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること」である。3号は「市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること」である。4号は「利用者の募集及び選考方法が公平かつ適正なものであること」である。5号は「前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適正なものであること」である。6号は「その他政令で定める基準に適合するものであること」である。市民農園整備促進法第7条第3項に掲げられている要件は以上の第1号から第6号である。なお、川越市では本申請について要件に該当すると認められると考えている。」との説明を行った。

議長は委員に意見を求めた。

委員から「利用料金はどのように算定したか、根拠を教えてほしい。」との質問があった。

議長は、農政課に説明を求めた。

農政課は「埼玉県内の他の自治体が開設している市民農園で、同じような条件の農園の利用料金を参考に設定している。平米当たり400円が最も多かったが、現在川越市では平米当たり233円、30mだと7千円と設定しているため、急激な値上げとならないように30㎡で9千円、平米当たり300円とした。」との説明を行った。

委員から「既存で借りている農地は使用貸借となっている一方で、新規で借りる農地は賃貸借となっているがなぜか。」との質問があった。

議長は、農政課に説明を求めた。

農政課は「既存で借りている農地は運営主体である鴨田体験農園組合が管理しており、使用貸借となっているが、実際には、組合から土地所有者に賃借料を支払っている。農園がオープンした当初は市が農地を借りることができなかったため、組合の方で運営するという形をとって、そこに補助金を出すということでやりくりしていたという状況がある。新規で借りる農地については、蔵 in ガルテン事業として、運営主体が鴨田体験農園組合から市へ段階的に移る計画となっていることから、市が土地所有者に賃借料を支払うことになる。将来的には、使用貸借権が設定されている農地についても、全て賃貸借になるという理解でお願いしたい。」との説明を行った。

委員から「新規に開設する農園は、これまでと比べて利用料は変わらないのか、それとも高くなるのか。」との質問があった。

議長は、農政課に説明を求めた。

農政課は「現在は休止中だが、休止前に運営していた農園の利用料よりも高くなる。これまでは平米当たり233円、30㎡だと7千円、今後は平米当たり300円、30㎡で9千円に値上げをする予定である。」との説明を行った。

委員から「同じ料金ではできなかったのか。」との質問があった。

議長は、農政課に説明を求めた。

農政課は「今後、指定管理制度の導入を踏まえ、農園の利用料だけで運営を賄えるようにして行きたいという考えがあるため、従来の料金では安すぎるということから、値上げをする予定となっている。」との説明を行った。

議長は、他に意見を求めたが、他に意見等はなかったため、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、賛成が多数であったため、議案第1号について原案どおり決定する。

議 案 第 2 号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「本議案の整理番号24番から32番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号24番から32番について事務局に説明を求めた。

事務局は「9月総会で審議する申出は、更新分及び新規分で、更新分については11月1日から、新規分についても借り手の希望により11月1日から期間が設定されるものである。整理番号24番から32番は同一人からの申出のため、まとめて説明する。整理番号29番は新規、それ以外は更新の申出である。整理番号24番は、3筆、2,497㎡、整理番号25番は、3筆、2,037㎡で、整理番号26番は、5筆、4,399㎡、整理番号27番は、7筆、4,328㎡、整理番号28番は、1筆、1,028㎡、整理番号29番は、8筆、3,879㎡、整理番号30番は、5筆、3,938㎡、整理番号31番は、1筆、284㎡、整理番号32番は、5筆、1,691㎡で、それぞれ5年の使用貸借権設定の申出である。

借受人は、現在70歳で、農業従事日数は、年間250日、家族と共に約473アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約400mである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号24番から32番について農業経営基盤

強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号整理番号24番から32番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号1番から事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、総申出件数56件のうち55件は更新、残りの6件は新規となり、1件は所有権移転である。総筆数270筆、総面積197,617.29㎡である。はじめに、賃借権及び使用貸借権設定、続いて所有権移転について、説明する。賃借権及び使用貸借権の申出は、更新分については5月と9月の年2回、新規分については毎月の受付である。9月総会で審議する申出は、更新分及び新規分で、更新分については11月1日から、新規分については10月15日から契約期間が設定されるものである。借り手の要件については、「年齢が20歳以上であること。借受け後の経営面積が50アール以上であること。農業従事日数は、年間150日以上、ただし、借受け者が60日以上で、かつ、他の家族農業従事者との合計が150日以上になること。その他、農業委員会が認めたもの。特に、救済措置として、これらに準じ農業意欲のあると認めたもの。」と、平成22年4月26日開催第684回農地部会で決定されている。所有権の受け手の要件については、「川越市農地移動適正化あっせん基準」に準じ、「年齢が60歳未満であること、ただし、60歳以上の場合は後継者がいること。取得後の経営面積が90アール以上であること。農業従事日数は、年間150日以上であること。」としている。なお、今回の申出は、全て借り手の要件を満たしている。それでは、内容について説明する。更新分については、賃借権設定8件、使用貸借権設定33件、筆数222筆、面積165,074.29㎡の申出があった。更新分については個別の説明は省かせていただく。続いて、新規分について説明する。整理番号4番は、1筆、294

m²で、約1年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在46歳で、農業従事日数は、年間300日、家族と共に約194アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約1.2キロメートルである。整理番号43番から46番は同一人からの申出のためまとめて説明する。整理番号43番は2筆、1,945 m²、整理番号44番は1筆、1,002 m²、整理番号45番は2筆、1,413 m²、整理番号46番は2筆、2,181 m²、合計6,541 m²で、それぞれ約5年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在50歳で、農業従事日数は年間300日、家族と共に約1,291アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約4 kmである。整理番号56番は、2筆、1,627 m²で所有権移転の申出である。なお、この案件は、平成30年度遊休農地対象となっていた農地である。利用意向調査の結果、所有者から売却したいとの意向があったため、遊休農地解消活動・活用に向けた有効利用への取組により、地元の委員によって、当該農地の隣接する耕作者等へ買受けの意向を確認した。結果、営農意欲がある地域の農業者へ利用集積することとなった。譲受人は、現在69歳で、35歳の息子が後継者となっている。農業従事日数は、年間150日以上、家族と共に約76アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約500 mである。なお、当申出が決定された場合、申請人の経営面積は約92アールとなり、下限面積90アールを満たすことになる。以上のことから、先ほど審議した、24番から32番を除く、整理番号1番から56番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号５６番について、調査報告する。事務局の説明と重複するが、２２日に農地利用最適化推進委員と共に、譲受人に話を聞いてきた。作付けは、ほうれん草やチンゲン菜などがほとんどである。もともと地元で一生懸命やっており、後継者もいるということで、より一層活動していただけたらと思う。保有農機等も問題なく揃っていた。以上のことから問題ないを考える。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号２４番から３２番を除く案件について、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第２号について原案どおり決定する。

議 案 第 ３ 号

農地法第３条第１項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の３号議案は、件数９件、筆数２０筆、面積１３，７０７㎡についての申請があった。整理番号１番については、経営拡張のため所有権移転。１筆９８５㎡の申請である。譲受人は、現在５３歳で、世帯の合計従事日数は年間１５０日以上。約１１９アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約４００ｍである。整理番号２番については、申請地は親と子の共有名義であり、譲渡人である子は遠方に住んでおり耕作ができないため、譲受人である親に農地を集積するための所有権移転である。９筆、６，４４２㎡の申請である。譲受人は、現在８８歳で、農業従事日数は年間１８０日、約２６３アールの農地を耕作する農家である。通作距離は約１ｋｍである。整理番号３番から６番は同一人からの申請のため、まとめ

て説明する。整理番号3番から6番は、市民農園に使用のため賃借権設定で、整理番号3番は、1筆971㎡、整理番号4番は、3筆2,525㎡、整理番号5番は、1筆499㎡、整理番号6番は、1筆499㎡、合計4,494㎡の申請である。川越市伊佐沼地内に整備予定である市民農園に利用のための申請である。当市民農園は、農園を営む園主の指導の下で、利用者に継続的に農作業を行ってもらう「農園利用方式」での開設であり、開設にあたって農地の権利を取得するためには、農地法3条の許可が必要になるための申請である。賃借権の設定期間は、令和元年9月27日から令和5年3月31日までの約3年半である。整理番号7番については、経営拡張のため所有権移転。1筆300㎡の申請である。譲受人は、現在50歳で、世帯の合計従事日数は年間150日以上、家族と共に約380アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約400mである。整理番号8番については、経営拡張のため所有権移転。2筆330㎡の申請である。譲受人は、現在63歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約63アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。整理番号9番については、経営拡張のため所有権移転。1筆1,156㎡の申請である。譲受人は、現在83歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約55アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約400mである。以上のことから、整理番号1番から9番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することよろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号9番について、調査報告する。22日に現地と譲受人宅を訪問した。耕作面積については、55アールでそのうち所有地は18アール、借受地

は37アールである。農機具については、トラクター1台や重機等も所有しているため、必要な機具は揃っていた。取得の理由は、譲渡人にぜひ使ってほしいとの話があり、耕作している土地の隣地にあるため、作業効率向上を図ることから今回の申請に至った。畑については、野菜を作付けするということであった。以上のことから地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から9番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないこととし、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議 案 第 4 号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数1件、筆数1筆、面積644㎡についての申請があった。整理番号1番については、太陽光発電設備設置のため、1筆、644㎡の申請である。申請者は、かねてから再生可能エネルギーに興味を持っていた。そんな折に太陽光発電の存在を知り、設置すれば環境にやさしい社会作りに貢献できると考え、太陽光発電設備の設置を計画した。そこで日光を遮断する障害物がない申請地が適地と考え、太陽光発電装置を設置するとの申請である。太陽光パネルは222枚を設置、発電出力49.50kWであり、発電で得られた電力の全量を電力会社へ売電する計画である。農地区分については第1種農地であると考えられる。なお、第1種農地の転用に関しては原則不許可である。今回の転用目的は太陽

光発電設備の設置であるため、不許可の例外に該当しないと考えられる。まずは第1種農地の判断経過について説明する。別冊「農地転用関係資料」の4-1①は申請地の位置を示している。次ページ、②は申請地周辺の具体的な農地の広がりを示している。御覧のとおり、南側に地続きで農地が広がる状況である。次ページ、③は申請地を含む全体的な農地の広がりを示している。御覧のとおり、ページの右下、南東方向に住宅街があるが、その住宅街まで南側に農地が広がる状況である。第1種農地であると判断する基準の10ヘクタール、10万㎡の面積を上回る農地の集団であることがわかる。よって、第1種農地と判断する。さらに、その他種別農地の検討となるが、第2種農地判断の要件として、1. 相当数の街区を形成している区域内にある農地、2. 最寄駅から半径1km以内の区域内にある農地、3. 宅地化の状況が住宅若しくは事業の用に供する施設又は公共施設が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域の規模が概ね10ha未満である農地、になるが、以上3点の要件に全て該当しないこと。また、第3種農地判断の要件として、1. 申請地の道路沿道に上水道、下水道、ガス管のうち2つ以上が埋設されており、かつ500m以内の範囲に公共施設が2か所以上存在する農地、2. 最寄駅・インターチェンジから半径300m以内の区域内にある農地、3. 住宅・事務所等の施設が連たんしている区域に点々と散在している農地、4. 街区の面積に占める宅地率が40パーセントを超える農地、5. 用途区域・土地区画整理事業の施行に係る区域内の農地、になるが、以上5点の要件に全て該当しないこと。以上のことから、整理番号1番については、農地法第4条第6項第1号ロに定める「集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地」、また農地法施行令第5条第1号に定める「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当すると考えられ、また先ほど述べたように第2種・第3種農地にも該当せず立地基準を満たさないことから、総合意見として不許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告を行う。事務局の説明にもあったとおり、9月12日に現地を確認したところ、申請地から南側に10ヘクタール以上農地のつながりがみられるため、立地基準としては第1種農地に該当する場所と考えられる。第1種農地は原則、転用を許可できる場所ではなく、昔ながらのいわゆる分家等は例外として許可になる場合もあるが、今回の申請はそのような親族の土地に住宅を立地する計画でもない。また、事務局でも申請前の事前相談の段階から、県と協議して「許可になる見込みが難しい」との見解があったそうである。以上のことから、委員会としても不許可相当の意見を付すべきではないかと考えている。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番について、農地転用に関する許可基準からみた意見については、1種農地の要件である農地法第4条第6項第1号ロ、農地法施行令第5条第1号に該当し、2種農地の要件である農地法第4条第6項第1号ロ(2)、3種農地の要件である農地法第4条第6項第1号ロ(1)に該当しないため、不許可相当との意見を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について不許可相当と意見を付すことに決定する。

議 案 第 5 号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の5号議案は、件数9件、筆数17筆、面積5,231.91㎡についての申請があった。整理番号1番については、住宅新築のため所有権移転、

2筆、287.91㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し宅地部分と一体で住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、東側道路側溝へ放流する計画である。整理番号2番については、農地改良のため一時使用貸借権設定、4筆、2,580㎡で、許可後6箇月間の一時転用の申請である。申請地は、隣接する農地より低いため、雨が降ると排水できず、耕作に支障をきたしている状況であるため、良質土により60センチの盛土を行い、畑として使用すると地主の意向により申請されたものである。工事完了後は、麦や野菜の作付けを行う計画である。農地区分については第2種農地であると考えられる。整理番号3番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、200㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て前面道路側溝へ放流する計画である。整理番号4番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、210㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家近く通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、前面道路側溝へ放流する計画である。整理番号5番については、住宅新築のため所有権移転、4筆、346㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから住宅の建築を計画した。そこで、通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し宅地と一体で住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排

水については、南側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。整理番号6番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、264㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、西側道路側溝へ放流する計画である。

整理番号7番については、建売住宅新築のため所有権移転、1筆、290㎡の申請である。譲受人は、昭和50年9月に設立し、不動産の取引を主な業務としている。申請地は、住宅地内に位置し、閑静な場所で住環境として適地であり、需要が見込める。そこで、申請地を売買にて取得し、宅地と一体で3棟の建売住宅を新築したいとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、西側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、286㎡の申請である。譲受人は現在実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、独立生計を考え住宅の建築を計画した。そこで、妻の通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て、前面道路側溝へ放流する計画である。

整理番号9番については、駐車場兼資材置場に使用のため一時賃借権設定、許可後から約10か月間の一時転用で、768㎡の申請である。譲受人は、昭和51年10月に設立し、建築・土木工事の請負を主な業務としている。現在申請地の近隣でグループホームの建築を予定している。工事に伴い、施設敷地内だけでは工事の進行ができないことから、適地を探していたところ申請地が見つかったため、賃借にて借り受け駐車場兼資材置場として使用したいとの申請である。なお、工事終了後には農地に復元を行う。また、本申請地は農用地区域内であることから農地の転用は原則不許可だが、一時的な利用であり、農業振興地域整備計画

の達成に支障を及ぼさないことに該当すると考えられる。以上のことから、整理番号1番から9番については、それぞれ、立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番について、調査報告を行う。整理番号2番は、4筆、2,580㎡の申請である。申請地は湿田であり、水はけが非常に悪く、耕作が困難なために盛り土を行い、畑にして野菜類を耕作したいとのことである。現地を確認してきたが、周辺農地に与える影響はないと思われる。以上のことから、地元の農業委員としては、やむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から9番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号2番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について総合意見として許可相当とし、整理番号2番については条件を付すことに決定する。

議 案 第 6 号

職員の任免について

議長は、議案を追加することに関し、次のように説明した。

「令和元年9月25日に、市長から、令和元年10月1日付け人事について内示があった。農業委員会法により、『職員は農業委員が任免する。』とされていること

から、これを追加議案とすることとしてよろしいか。」

異議がなかったため、「職員の任免について」を追加議案とすることに決定する。

議長は、議案第6号を上程し、委員に異議の有無について諮った。

議長は、異議がなかったため、議案第6号は原案どおり決定する。

以下余白

14. 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第427回
川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

15. 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和元年10月3日

議長 石川 秀夫 印

委員 米原 民子 印

委員 福田 純一 印

委員 中野 一明 印
